

## 第2版はじめに

2021年に本書が出版されて以来幸いにして多くの大学で採用され多数の読者に利用していただくことができました。理論水準を落とさずに初学者にも分かり易いように書くとの本書の目的が評価されたのであれば嬉しく思います。初版から4年目にして改訂版を出すのは次のような理由からです。

まず、ロシアのウクライナへの侵略など国際的地政学リスクの高まりに対応して国内世論が分かれるなか有事法制が新たな展開を見せています。また行政改革による官邸主導体制も定着し、他方、統治機構の分野で様々な問題が見られるようになりました。これを受け、第1部第4章平和主義の論述を、台湾有事と有事法制との関係から説き起こしました。統治機構では官邸主導体制の構造とその問題点、天皇制では女性天皇について、総論では、憲法制定権力論、民主制と共和制と自由主義の関係、臣民概念の意味などを書き加えました。

人権の分野においても新たに注目すべき最高裁判決がみられています。さらに様々な事件やそれらを受けて国内の立法化も行われています。同性婚に関する判決など家族・夫婦関係に関する最新の判決や立法、生活保護費減額訴訟、さらには木村花さん事件などを補足しました。

改訂を行ったもう一つの理由は、執筆者たちが授業で本書を使うなかで、学生諸君にとって分かりにくかったり誤解を招いたりすると思われる部分を修正したいという思いがあったからです。今回、読み易くするための数々の補足・修正を行いました。

本改訂により、読者諸氏が今日の改革の流れを憲法構造のなかで理解し、日本理解の視点をアップデートしていただければ幸いです。

本改訂に当たっては初版出版のときと同様に舟木和久さんに大変お世話になりました。記して謝意を表します。

2024年初春

執筆者を代表して

中 富 公 一

## 初版はじめに

本書は、日本国憲法の教科書として、大学の一般教育で用いられることを想定して作成されています。憲法について皆さんは、高校で学んだことだし、簡単な暗記科目だと思っているかもしれません。しかし、高校の社会科のイメージと、大学で学ぶこととは質的に大きな違いがあります。高校での憲法は、暗記科目だったかもしれません。しかし大学では考える科目です。覚える知識の量だけでいうと、高校でも多くのことを学んでいるはずですが、社会生活の中で活用できているのでしょうか。大学の授業では、それら知識が、なぜ作られたのか、どう用いられてきたのか、いま社会の現実の中でどんな意味をもちうるのかを考えていきます。

たとえば、ジョン・ロックといえば「社会契約論」を覚えていると思います。では、社会契約とは何ですか？ 誰と誰との契約ですか。それは歴史的にどのような意味をもっていましたか？ それはいま、どのような意義があるのですか。あなたが直面している問題にそれを活用できますか？

授業では教員から様々な問いが発せられるでしょう。本書では、モモ、キビ、スセリの3人（「登場人物紹介」参照）が日頃の疑問をぶつけあっています。あなたはそれに答えることができるのでしょうか？

本書には、その答えが記述されているはずですが、しかし何も考えずに読んでも、中身は素通りするだけです。常に問いを意識しながら本書を読んでいって下さい。そうすれば憲法のもつ面白さ、その豊かなちからを実感できるようになるでしょう。

本書は単に憲法の知識を増やすことを目的としているではありません。憲法の確実な知識を身につけつつも、それを踏まえて、自らが主体的に憲法を生活の各場面で活用し、広げていくようなちからを養ってもらうことを目的としています。

他方、憲法は国家機関が従うべきルールですから、皆さんの生活には関係がないと感じる部分も沢山あるでしょう。そうした問題を取り上げる場合でも、それがどのようにして皆さんの生活に結びついているのか、いま、国会や内閣などでやっていることの意味は何なのかを、大学生のモモ、キビ、スセリの目

線から理解できるよう解説し、政治をコントロールするちからを身につけてもらいます。憲法を身につけるとは、憲法を知識として覚えるのではなく、憲法のもつそうしたちからを身につけることにほかなりません。それは、主権者教育の目指すべき目標でもあると思います。

2016年から「18歳選挙権」が導入されました。学校では、主権者教育が要請されています。高校では、その他にも憲法教育、法教育、消費者教育などにも取り組まなくてはならず、先生たちも苦勞されていることと思います。編者は、高校の先生たちと組んで、多くの高校で法教育を実践してきました。また岡山大学法学部の一員として、地元の弁護士さんたちと協力してジュニア・ロー・スクールを開催しています。執筆者の一人である矢吹は、中教審委員として、また岡山県消費者センター職員として、日々消費者教育に取り組んでいます。矢吹と同様、岡山大学で研究生活を始めた他の執筆者たちも、学生諸君にどうやって憲法を理解してもらうか日々苦勞を重ねています。本書には、教育に携わる学校の先生方のお役に立ちたいとの執筆者たちの思いが込められています。

『大衆の反逆』を書いたホセ・オルテガ・イ・ガセットは、『大学の使命』（玉川大学出版部、1996年）という本のなかで、教養とは、「生の難破を防ぐもの、無意味な悲劇に陥ることなく、過度に品格を落とすことなく、生きていくようにさせるところのものである」（78頁）と述べています。そのためにも、憲法のちからを感じ、身につけておくことは必須であろうと思われまふ。本書を自分のものとし、本物の教養を身につけられることを切に願っています。

なお、本書は部分的に現代憲法教育研究会編『憲法とそれぞれの人権〔第3版〕』（法律文化社、2017年）（本文では、『憲法とそれぞれの人権』と略記）の資料・図版を転載させていただいています。記して謝意を表します。

最後に、本書を企画して3年経ちました。この間、編集部の舟木さんは常に励まし続けて下さりました。またコロナ禍のもとオンライン授業の準備に苦勞しながら原稿に取り組んでくれた執筆者たちにも感謝申し上げます。ありがとうございました。

2021年初春

執筆者を代表して

中 富 公 一